

平成30年度

いじめ防止のための基本的な方針

春日部市立緑小学校
(平成30年7月改訂)

目次

はじめに	3
第1 いじめの防止等のための基本的な考え方	
1 いじめの定義	3
2 いじめの防止に対する基本的な考え方	3
第2 いじめの防止等のために本校が実施する取組	
1 いじめの防止等の対策のための組織の設置	4
2 本校におけるいじめの防止等に関する取組	
（1）いじめの未然防止のための取組	4
（2）いじめの早期発見のための取組	7
（3）いじめに対する早期対応	7
第3 重大事態への対応	
1 重大事態の定義	10
2 重大事態への対応の流れ	11
第4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	12
【資料1】 いじめの防止のための取組チェックリスト	13
早期発見のための教職員用チェックリスト	13
【資料2】 早期発見のための家庭用チェックリスト	14
児童、保護者向けの学校生活アンケート	14
【資料3】 緑小なかよしアンケート	15

はじめに

全国的に見て、児童生徒へのいじめは依然深刻な状況が続いています。そのような中で、第183回国会（常会）において「いじめ防止対策推進法」が成立し、平成25年6月28日に公布されました。

本校では、春日部市教育委員会が推進する「伝え合い 学び合い 育ち合い 思い合いがうれしい教室」を目指し、学校教育目標である「自ら考える子」「心豊かな子」「明るくたくましい子」「自ら考えて行動する子」の育成を目指して全職員一丸となって、教育活動を展開しております。すべての子どもたちが学びをつなぎ、自分の夢を未来につなぎ、人と人をつなげることができるような学校作りに邁進しております。

昨今、問題となっているいじめから子どもたちを守るために、これまでも「いじめは絶対にしない、させない、許さない」という信念のもと、いじめを生まない学校づくりのための様々な対策を講じてきました。それらをさらに確実なものとするため、いじめの問題に関する総合的な対策を策定し、今回の改定により、さらにいじめの防止に取り組んでいきます。

第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

1 いじめの定義【いじめ防止対策推進法 第2条】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの防止等のための基本的な考え方【いじめ防止対策推進法 第13条】

（学校いじめ防止基本方針）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

法の趣旨を踏まえ、本校の実情に応じ、いじめの防止等のための基本的な方針（以下「学校基本方針」という。）を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本校において組織的、計画的かつ迅速に行われるよう、講ずるべき対策の内容を具体的に記載する。策定した「学校基本方針」については、ホームページへの掲載等により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにするとともに、入学時や各年度初めに児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、本校におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。

更に、取組の実効性を高めるため、本校の学校基本方針が、実情に即してきちんと機能

しているかを点検し、必要に応じて見直すP D C Aサイクルを盛り込む。

第2 いじめの防止等のために本校が実施する取組

1 いじめの防止等の対策のための組織の設置【いじめ防止対策推進法 第22条】

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

本校は、いじめ防止等の対策を実効的に行うための常設の組織として「生徒指導推進委員会」（以下「推進委員会」という。）を設置する。

推進委員会は、本校の生徒指導委員会を母体とし、原則として校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭で構成するものとする。

また、推進委員会は学校基本方針に基づく、いじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、必要に応じて心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者、P T A、地域の方など外部専門家等の参加を図りながら対応することで、より実効的ないじめ問題の解決に資するよう工夫する。

推進委員会の具体的な役割は、次のとおりである。

- ア 取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ウ 情報の収集と記録、共有を行う役割
- エ いじめの疑いに係る情報への対応を組織的に実施する中核としての役割

2 本校におけるいじめの防止等に関する取組

本校は、春日部市教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめへの迅速な対応等に当たる。

(1) いじめの未然防止のための取組

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

未然防止の基本的な考えとして、学校は、児童同士心の通じ合うコミュニケーション能力を身に付け、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。また、集団の一員としての自尊感情を高めていくことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくっていく。

更に、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

ア 学級経営の充実

児童は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりがとても重要であることから、次の点に留意し、学級経営の充実を図る。

- (ア) 児童が安心して学校生活を送れるよう配慮する。
 - ① 児童の気持ちを共感的に受け止める。
 - ② 居場所をつくる。
 - ③ 見守る。（「いつもどこかで先生は見守っている。」）
 - ④ 規準を示す。（「～してはならない。」ではなく、「～なときには～する。」）
- (イ) 意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。
 - ① 分かる楽しさを与える。
 - ② 自分のよさや自分との違いのよさを認める。（「これまで気が付かなかった自分や級友のよさを先生が教えてくれた。」）
- (ウ) 児童が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。
- (エ) 児童会活動など児童が自主的に取り組むいじめ問題への取組を支援する。

イ 道徳教育の充実

道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高め、すべての教育活動において、道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育てるために、次の点に留意し、道徳教育の充実を図る。

- (ア) 学校教育全体での人権教育の充実をしていく。
 - ① 自校の人権教育の目標を立案、全体計画・年間指導計画の作成をする。
 - ② 児童一人一人が発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解が深められるような指導を充実させる。
 - ③ 人権教育の効果的な実践のため、家庭・地域・関係機関などとの連携を密にしていく。
- (イ) 「彩の国の道徳」「指導資料集」「学級づくり羅針盤」を活用し、児童一人一人の自尊感情を高めていく。
- (ウ) 「春日部の道徳」を用い、「活用事例集」を活用した、いじめを生まない心の教育を進めていく。

ウ 教職員の意識向上

「いじめの未然防止」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図れるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返るために、次の点に留意する。

- (ア) 児童の悩みを親身になって受け止め、児童の出すサインを、あらゆる機会を捉

えて見逃さない。

(イ) 自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生するという危機意識を持ってあたる。

(ウ) いじめられている児童を守り通すことを最優先に指導・支援する。

(エ) 次の①～③のように、教師がいじめの発生に関わっている場合もあることに十分留意する。

- ① 教師の不用意な一言が「いじめ」の発生のもとになる場合
- ② 教師の言動が結果的に「いじめ」の発生を許容している場合
- ③ 教師の指導が徹底されず、「いじめ」の温床となっている場合

エ 保護者同士のネットワークづくり

「いじめの未然防止」には、保護者の協力が不可欠であり、特に、保護者同士のつながりはいじめの正確な情報収集に大きく関わるものである。そこで次の点に留意し、学校でも保護者同士の関係づくりを図っていく。

(ア) 学級担任等がコーディネーター役となり、学級規模で保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめ等の問題行動等の情報交換や対策について話し合う。

(イ) P T A活動を通じて、いじめの防止等のための保護者の役割についての啓発を図る。

オ インターネットを通じて行われるいじめの防止

児童（生徒）がインターネット上のいじめに遭遇しないために、情報モラルの徹底を図ることが大切である。そのために、次の点に留意する。

(ア) 学活等を活用して、ネット問題について生徒向け学習会を毎年度実施する。

(イ) 「青少年のネットモラル啓発DVD」等の具体的な資料等の活用を図る。

(ウ) 児童の意識啓発とともに保護者の意識啓発に力を入れるため、保護者対象ネット意識啓発講演会を実施する。

(エ) 総合的学習の時間で情報モラルの大切さを学ぶ機会を増やす。

(オ) 保護者向けのスマートフォンの使い方に関する注意喚起資料を配付する。

カ 生徒指導推進委員会が取り組む事業への参加

「いじめ・不登校」問題の解消に向けて、春日部市が重点的に取り組む「スーパー元気さわやかキャンペーン」に対し、本校でも次の点に留意し、重点的に取り組んでいく。

(ア) 児童の実態に応じた取組を行う。

① いじめに関する資料を用いた道徳授業、学級活動

② 児童が主体となって運営する児童集会

(イ) スーパー元気さわやか集會に積極的に参加していく。

① 代表者による作文発表 ② 中学生による演劇発表

③ ふれあい交流ゲーム

④ 保護者、地域住民、小中学生との意見交換

(2) いじめ早期発見のための取組

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく、判断しにくいことが多い。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。また、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを積極的に認知し、次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

ア 保護者や地域、関係機関との連携

- (ア) 保護者からの相談には、家庭訪問や学校での面談により迅速かつ誠実に努める。
- (イ) 必要に応じて、市民生活相談課、子育て支援課、教育相談センター、関係小中学校等の関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

イ 児童及び保護者からの情報収集

- (ア) 毎月「緑小なかよしアンケート」を実施し、いじめの早期発見・早期対応に努める。
- (イ) 「緑小なかよしアンケート」の実施から、必要に応じて、一人一人と直接話をしていく。
- (ウ) 「連絡帳」などから交友関係や相談事の把握に努める。
- (エ) 必要に応じ、保護者からアンケート調査を実施する。

ウ 「New I's」の活用【資料1, 2】

- (ア) 「いじめ発見のチェックポイント」を活用し、該当する項目がある児童に声を掛け、該当する項目が複数あるときには、関係職員に相談する。
- (イ) 「いじめの見極めと状況別対応」を参考に、いじめの早期発見に向けた校内体制を確立する。
- (ウ) 「いじめの取組のチェックポイント」を活用し、指導体制、教育指導の在り方、早期発見・早期対応に向けた体制、家庭・地域との連携の在り方について学校を挙げて改善に努める。

(3) いじめに対する早期対応

いじめの発見・通報を受けた場合には、教職員が個人で判断したり、一部の教職員で抱え込んだりすることが無いよう、速やかに組織的に対応し、いじめられている児童を守り通すとともに、いじている児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的

配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

ア いじめている児童への指導（「New I's」参照）

(ア) いじめている児童への説諭

いじめの内容や関係する児童について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。

(イ) 再発を防止するために、児童への指導と保護者への助言を継続的に行う。(ウ) いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

イ いじめられている児童への支援（「New I's」参照）

(ア) 共感的態度で話を聴く

「いじめられる側にも問題がある」という考え方のないように留意する。さらに、本人のプライドを傷つけないように注意する。

(イ) 安心して教育が受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

ウ 周りではやし立てる児童への対応

(ア) はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。

(イ) いじめられている児童の気持ちを考えさせ、いじめている側と同様の立場であると気づかせる。

エ 見て見ぬふりをする児童への対応

(ア) 傍観は、いじめ行為への加担と同じであることに気づかせる。

(イ) いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。

オ 学級への対応

次の点に留意し、いじめの早期対応、早期解消に努める。

- ① 話し合いなどを通して、いじめを考える。
- ② 見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ③ 自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ④ いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- ⑤ 道徳教育の充実を図る。また、特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- ⑥ 行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

カ 他校の児童が関わるいじめに関する対応

本校の教職員が、いじめに係る相談等において他校の児童が関わるいじめの事実があると思われるときは、当該校への連絡、その他の適切な措置をとる。

キ 春日部市教育委員会への報告

(ア) 法第23条第2項に基づき、いじめに対する措置の結果を春日部市教育委員会へ速やかに報告する。

(イ) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

(4) いじめへの対処

- ・ いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応し、いじめられている児童生徒を守り通すとともに、いじめを行った児童生徒に対しては、その児童生徒の人格の成長を念頭に置いた上で、毅然とした態度で指導する。
- ・ これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下で取り組む。
- ・ いじめの事実の確認を行った結果については、教育委員会に報告する。
- ・ いじめを受けた児童生徒または、保護者に対する支援などを行う。
- ・ いじめを行った児童生徒に対する指導または、その保護者に対する助言等を行う。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、警察署と連携する。
- ・ いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒が、複数校にかかる場合は、関係校との情報連携を密に図り、関係児童生徒及びその保護者への支援と助言を行う。
- ・ いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側を傷つけたが、すぐに加害側が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報提供する。

(5) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つ要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情を勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行動が止んでいること

- (ア) 被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が少なくとも3か月相当の期間継続していること。
- (イ) いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断された場合は、この目安にかかわらないこととする。

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

- (ア) いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
- (イ) 心身の苦痛を感じていないかどうかを被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。
- (ウ) いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全安心を確保する。
- (エ) 学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。
- (オ) 「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、再発防止に向け、被害児童及び加害児童を日常的に注意深く観察する。

(6) 学校基本方針の内容の点検と見直し

取組の実効性を高めるため、学校基本方針が、学校の実情に即して適切に機能しているかを点検し、必要に応じて学校基本方針の見直しを行う。

第3 重大事態への対処

1 重大事態の定義【いじめ防止対策推進法 第28条】

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

2 重大事態への対処の流れ

- (1) 「重大事態」の意味を全関係者が理解しておく。いじめの事案で被害児童生徒が学校を退学・転学した場合は、退学・転学に至るほど精神的に苦痛を受けていたということであるため、生命心身財産重大事態に該当することを十分に考え、適切に対応を行う。
- (2) いじめられて重大事態に至ったという申立てが児童や保護者からあったときは、学校が把握していないいじめに関する極めて重要な情報の可能性があることを踏まえ、報告調査等に当たる。申立てについて調査をしないまま、いじめの重大事態でないと断言しない。
- (3) 重大事態が発生した場合、本校は春日部市教育委員会へ事態発生について報告し、教育委員会の指導を仰ぎながら事態へ対応していく。
- (4) 本校は、推進委員会により当該重大事態に関する調査を行う。（個々の重大事態により、専門的知識及び経験を有する当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。）詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないことを第一に認識し、軽々に判断しない。
- (5) (4) の調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査である。また、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。また、法第23条第2項に基づき、本校として既に調査している事案であっても、重大事態となった時点で、本校は調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。
- (6) (4) の調査に先立ち、アンケートにより得られた調査結果は、いじめられている児童や保護者に提供する場合があることを調査対象となる児童や保護者に、あらかじめ説明しておく。
- (7) (4) の調査を行った推進委員会は、明らかになった事実関係をいじめられている児

童及びその保護者に適切に提供する。

(8) その他留意事項

ア 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。

イ 「New I's」の「Ⅱ 自殺予防対策編『資料』」も参考にする。特に、亡くなった児童の尊厳の保持や、児童の自殺は連鎖（後追い）の可能性のあることなどを踏まえ、報道機関への対応に特別の注意が必要である。

ウ 関係のあった児童が深く傷つき、他の児童や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。本校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

第4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

本校は、推進委員会において毎年度、緑小学校基本方針にある各施策の効果を検証し、緑小学校基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

【資料1】いじめの防止のための取組チェックリスト

(生徒指導ハンドブック New I's p16,17)

(2) いじめの取組のチェックポイント

項目	評価
1	いじめの問題の重大性を全校職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践を行っているか。
2	いじめの態様、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。
3	いじめをはじめとする問題行動等に対しては、あらかじめ定められている指導基準に基づき、「してはいけないことはしてはいけない」と毅然としたねばり強い指導を行っているか。
4	いじめられている子どもの立場に立った指導を行うとともに、いじめられている児童生徒を守りとおす姿勢を示しているか。
5	いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、報告・連絡・相談・確認を確実にし、学校全体で対応する体制が確立しているか。
6	お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にすることを指導等の充実に向けているか。特に、「いじめは人間として許されない」との強い認識に立って指導にあっているか。
7	学校全体として、校長をはじめ各教職員がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。
8	道徳や学級活動(4-10-1)の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導が行われているか。
9	学級活動(4-10-1)や児童生徒会活動などにおいて、いじめの問題との関わりで適切な指導助言が行われているか。
10	児童生徒に幅広い生活体験を積ませたり、社会性の涵養や豊かな情操を培う活動の積極的な推進を図っているか。
11	教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう細心の注意を払っているか。
12	いじめを行う児童生徒に対しては、総合的な背景の理解や特別な指導計画による指導の他、状況によっては、出席停止(義務教育)や警察との連携による措置も視野に入れた、毅然とした対応を行うこととしているか。
13	いじめられる児童生徒に対して、心のケアやさまざまな弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行っているか。
14	いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っているか。
15	部活動(中高生)における生徒同士の人間関係等を積極的に把握し、良好な関係が築けるよう指導しているか。

16	授業規律を確立するために指導方針や指導基準を明確に示して、全教職員で取り組んでいるか。
17	教職員は、日常の教育活動を通じ、教職員と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。
18	児童生徒の生活実態について、きめ細かく把握に努めているか。
19	児童生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つ的確に対応しているか。
20	いじめについて訴えなどがあつたときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通して事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。
21	いじめの問題解決のため、教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じて教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行っているか。
22	校内に児童生徒の悩みや要望を受け止めることができるような教育相談(スクールカウンセラー、相談員等)の体制が整備されているか。また、それは適切に機能しているか。
23	学校における教育相談体制について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。
24	教育相談の実施にあたっては、必要に応じて教育センター等の専門機関との連携が図られているか。また、教育センター、人権窓口、児童相談所等学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われているか。
25	児童生徒等の個人情報取扱いについて、ガイドラインに基づき適切に取り扱われているか。
26	学校におけるいじめへの対応方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得られるようにしているか。
27	家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を促るとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っているか。
28	いじめが起きた場合、学校として家庭との連携を密にし、一致協力してその解決にあつているか。いじめの問題について、学校のみで解決することに固執しているような状況はないか。



早期発見のための教職員用チェックリスト (生徒指導ハンドブック New I's p12,13)

【資料1】

家庭用いじめ発見チェックシート(詳細例)



1 起床から登校前	<ul style="list-style-type: none"> ◇布団からなかなか出てこなかったり、具合が悪そうである ◇けだるそうな、疲れた表情である ◇いつもと違って朝食を食べようとしな ◇ぼんやりしたり、ふさぎこんでいたりする ◇学校に行くのを渋ったり、登校先の集合場所に行きたがらない
2 登校中	<ul style="list-style-type: none"> ◇友達の間をすり抜けてきたり、一人だけで登校するようになる ◇遠回りして登校している ◇途中で家に戻ってくる
3 帰宅時	<ul style="list-style-type: none"> ◇理由のほつきりしない顔の汚れ、破れやボタンのほつれがある ◇あざや擦り傷があつてもその理由を言わない ◇自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない ◇いつもより帰宅が遅い ◇自転車や持ち物等が壊されている ◇学校の話をしなくなる ◇外出しただけでいない ◇プリントが破れている、道具や持ち物に落書きがある
4 夕食時から就寝まで	<ul style="list-style-type: none"> ◇食欲がない ◇特定の友達に対する言葉遣いが不自然にないである ◇友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする ◇お金の使い方が荒くなったり、無断で持ち出すようになる ◇部屋にある持ち物や学用品がなくなっていく ◇買いつけや買えない品物を持っている ◇メールをこっそり見る、鳴っている携帯電話に出たがらない ◇部屋に閉じこもりがちで、好きな趣味などにも興いなくなる ◇家族の者と話をしなくなる ◇いじめの話をするとうそや否定する ◇弟や妹をいじめるなど、急に乱暴になったり情緒不安定になる ◇疲れた様子であったり、なかなか寝つけなくなつたりしている ◇普段より暗かったり、逆に明るく楽しんだりする感じがする

帰りの会	<ul style="list-style-type: none"> ◇持ち物がなくなつたと、よく訴えに来る ◇服が汚れている、破けていたりしている ◇泣いている、または机に伏せたままである ◇自分の持ち物でないものを机やロッカー、カバンに入れている
部活動・クラブ活動	<ul style="list-style-type: none"> ◇参加しないことが多く、表情も暗い ◇一人だけで、大変な仕事(準備や後片付け)をやらされている ◇ベアの練習で、いつも取り残される ◇練習のふりをし、ボールを当てられたり、体当たりされたりしている ◇他の部員から強い口調で注意されたり、使い走りされたりしている ◇辞めたいなどの訴えがある ◇理由のほつきりしないが、あざ、汚れがある ◇道具を隠される ◇孤立している
放課後から下校時	<ul style="list-style-type: none"> ◇急いで下校する、あるいはいつまでも学校に躊躇っている ◇机がひっくり返されたり、ロッカーが荒らされたりしている ◇いつも教師に相談したそうに寄ってくる ◇鞆や持ち物がなくなっている ◇ゴミ箱の中に持ち物や鞆等が捨てられている ◇校舎内の柱や壁などに悪口や罵つような内容の落書きをされている ◇皆の荷物を持たされている ◇遠回りして帰る ◇一人で帰る
学校生活全般	<ul style="list-style-type: none"> ◇皆の嫌がる仕事や大変な仕事を押し付けられる ◇一人で残って仕事をしている ◇ふざけた雰囲気の中で、学級委員や班長に選ばれる ◇無理に役員を押し付けられる ◇宿題や集金などの提出物が遅れる ◇一人の子の机や持ち物をさわろうとしない ◇連絡帳、生活ノート、絵画作品等にかげりのある表現が見受けられる。

いじめ早期発見のチェックポイント


ポイント:

- ① 該当する項目があれば、子どもに声を掛ける。
- ② 複数該当する項目があれば、学年等職員に相談する。



【資料2】早期発見のための家庭用チェックリスト (生徒指導ハンドブック New I's p31)

【資料1】
家庭用いじめ発見チェックシート(詳細例)



1 起床から登校前

- ◇布団からなかなか出てこなかったり、具合が悪そうである
- ◇けだるそうな、疲れた表情である
- ◇いつもと違って朝食を食べようとしな
- ◇ぼんやりしたり、ふさぎこんでいたりする
- ◇学校に行くのを渋ったり、登校時の集合場所に行きたがらない

2 登校中

- ◇友達の間物を持たされている
- ◇一人で登校するようになる
- ◇道回りして登校している
- ◇途中で家に戻ってくる

3 帰宅時

- ◇理由のはっきりしない服の汚れ、破れやボタンのほつれがある
- ◇あざや擦り傷があってもその理由を言わない
- ◇自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない
- ◇いつもより帰宅が遅い
- ◇自転車や持ち物等が壊されている
- ◇学校の話をしなくなる
- ◇外出したとがらない
- ◇プリントが破れている、道具や持ち物に落書きがある

4 夕食時から就寝まで

- ◇食欲がない
- ◇特定の友達に対する言葉遣いが不自然にでないである
- ◇友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする
- ◇お金の使い方が荒くなったり、無断で持ち出すようになる
- ◇部屋にある持ち物や学用品がなくなっていく
- ◇買いつえた覚えのない品物を持っている
- ◇メールをこそこそ見る、鳴っている携帯電話に出たがらない
- ◇部屋に閉じこもりがちで、好きな趣味などにも興じなくなる
- ◇家族の者と話をしなくなる
- ◇いじめの話をするとう強く否定する
- ◇弟や妹をいじめめるなど、急に乱暴になったり情緒不安定になる
- ◇疲れた様子であったり、なかなか寝つけなかったりしている
- ◇普段より機がったり、逆に明るく楽しんだりする顔がする

児童(生徒)、保護者向けの学校生活アンケート(生徒指導ハンドブック New I's p33,35)

小・中学校向け 学校生活アンケート (無記名式・例)

()年()組 男・女

このアンケートは皆さんが安心して学校生活を送れるようにすることを目的に行うものです。今の学校生活の状態について、あてはまるものに○を付けてください。

問1 無視されたり、仲間はずれにされたりしたことがありますか
ある・ない

問2 ひやかしやからかい、悪口や噂などを言われたことがありますか
ある・ない

問3 自分の持ち物をかくされたり、勝手に使われたりしたことがありますか
ある・ない

問4 友だちの持ち物を自分のカバンや机の中に勝手に入れられたことがありますか
ある・ない

問5 わざとぶつかられたり、遊びのふりをしたたかれたり、けられたりしたことがありますか
ある・ない

問6 そうじや当番をおしつけられたことがありますか
ある・ない

問7 あなたの悪口をメールで送られたり、ブログ・プロフィールに書き込まれたことがありますか
ある・ない

問8 あなたの友だちでいじめにあつてつらい気持ちで生活している人はいますか
いる・いない

学校生活についてのアンケート【保護者用・例】

このアンケートは皆さんのお子さんが、いじめがなく安心して学校生活を送れるようにすることを目的に行うものです。現在の状態に最も近いものに“○”を付けてください。また、兄弟姉妹がいる場合でも、それぞれのお子さんについて別々の用紙に御記入ください。

お子さんの学校生活で、以下の(例)のような困り事はありませんか？

(例)

- 冷やかしやからかい、悪口や噂し文句、いやなことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品を要求される。
- 金品を隠されたり、壊されたり、捨てられたりする。
- いやなこと、恥ずかしいことや危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。

お子さん 小・中・高 ()年()組 性別()

質問項目	回答
① うちの子供は学校で、ほかの子供から(例)のような事をされている。	はい いいえ わからない
② うちの子供は学校で、ほかの子供に(例)のような事をしてしている。	はい いいえ わからない
③ うちの子供から学校で、(例)のような事を見たという話を聞いたことがある。	はい いいえ
④ うちの子供のかわりて、(例)のような事があるとほかの保護者や教員の方から聞いたことがある。	はい いいえ
⑤ 家庭で、(例)のような問題について子供と話をすることがある。	はい いいえ

質問項目①～④で「はい」と回答した方は書ける範囲で、その内容を御記入ください。

※ 具体的な相談があれば、学校まで御連絡ください。



みどりしょうなかよしアンケート

かつ にち() なまえ_____

このアンケートのことはせんせいとあなただけしか知りません。あんしんしてこたえてくださいね。

☆1 あなたは、ともだちとなかよくかっこうせいかつをおくれていますか。

はい

いいえ

☆2 こんげつ、あなたはともだちにいやなことをされたり、いわれたりしましたか。

はい

いいえ

☆3 せんせいにそうだんしたいこと、しっていてほしいことはありますか。

ある

ない

きょうりょくありがとうございました。



みどりしょうなかよし 緑小仲良しアンケート

月 日() 名前_____

このアンケートの内容はせんせいとあなただけしか知りません。あんしんして答えてくださいね。

☆1 あなたは、なだちとなかよくなかよしな学校生活を送っていますか。

はい

いいえ

☆2 こんげつ、あなたはなだちにいやなことをされたり、いわれたりしましたか。

はい

いいえ

☆3 せんせいにさらだんしたいこと、しっていてほしいことはありますか。

ある

ない

きょうりょくありがとうございました。

